

様式1

事業報告書
(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団つわぶき会
 - ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 - ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 - 出資額限度法人 その他
 - ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島県広島市佐伯区五日市中央五丁目13番25号
- (3) 設立認可年月日 平成11年 2月17日
- (4) 設立登記年月日 平成11年 2月26日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	山下外科医院	広島県広島市佐伯区五日市中央五丁目13番25号	一般病床 0床
			療養病床 0床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
		該当なし

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
		該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

- 令和3年7月19日 令和2年度決算の決定、理事及び監事の選任
- 令和4年5月22日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団つわぶき会

※医療法人整理番号

所在地 広島市佐伯区五日市中央五丁目13番25号

財 産 目 録
(令和 4年 5月 31日現在)

1. 資 産 額	92,756 千円
2. 負 債 額	933 千円
3. 純 資 産 額	91,823 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	90,937
B 固 定 資 産	1,819
C 資 産 合 計 (A+B)	92,756
D 負 債 合 計	933
E 純 資 産 (C-D)	91,823

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人社団つわぶき会

※医療法人整理番号

所在地 広島市佐伯区五日市中央五丁目13番25号

貸借対照表
(令和4年5月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	90,937	I 流動負債	933
II 固定資産	1,819	負債合計	933
1 有形固定資産	1,677	純資産の部	
2 無形固定資産	80	科目	金額
3 その他の資産	61	I 出資金	25,000
		II 積立金	66,823
		純資産合計	91,823
資産合計	92,756	負債・純資産合計	92,756

様式 5

法人名 医療法人社団つわぶき会

※医療法人整理番号

所在地 広島市佐伯区五日市中央五丁目13番25号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

当医療法人は、該当する関係事業者との取引はありません。

様式6

監事監査報告書

医療法人社団つわぶき会
理事長 山下 拓哉 殿

私は、医療法人社団つわぶき会の令和3会計年度（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年 7 月 21 日

医療法人社団つわぶき会

監事

